様式第28号

児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

（宛先）岡崎市長

私は、児童手当法第21条第１項・第２項の規定に基づき、岡崎市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の対象となる費用について、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

１　対象となる費用（対象の費用にレを記入）

□　学校給食費、その他学校教育に伴って必要な費用
□　児童育成センターの育成料
□　保育園（認定こども園）の保育料・給食費
□　子育て短期支援事業の利用に要する費用

２　特記事項

本申出時点の滞納金及び本申出以降に発生した滞納金が対象となること。ただし、児童育成センターの育成料については、別途提出された申請書に基づく期間の育成料の滞納金が対象となること。

令和　　年　　月　　日

費用を負担する方

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 (父) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(母) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携帯電話（父） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　携帯電話（母） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

費用の対象となる児童

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童手当法（抜粋）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第21条　市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第56条第２項の規定により徴収する費用（同法第51条第４号又は第５号に係るものに限る。）その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

２　市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第56条第６項各号又は第７項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

３　前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該児童手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

児童手当法施行規則（抜粋）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第12条の10　法第21条第１項及び第２項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第15号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

２　法第21条第１項の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

⑴　学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する学校給食費

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第５号において**「幼稚園等」という。）の保育料**

⑶　学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校**の小学部若しくは中学部（第５号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用**

⑷　児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用

⑸　その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

３　法第21条第１項の児童福祉法第56条第２項の規定により徴収する費用（同法第51条第４号又は第５号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

⑴　児童福祉法第６条の３第３項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

⑵　児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用

⑶　児童福祉法第６条の３第13項に規定する病児保育事業の利用に要する費用

⑷　子ども・子育て支援法　（平成24年法律第65号）第59条第２号に規定する事業の利用に要する費用

⑸　その他法第21条第１項に規定する児童福祉法第56条第２項の規定により徴収する費用（同法第51条**第４号又は第５号に係るものに限る。）に類する費用**

４　法第21条第２項の内閣府令で定める費用は、第２項第２号から第５号まで及び前項各号に掲げる費用とする。

＜参考＞

児童手当等の支払期

12月　　10月分から11月分（２か月分）
２月　　12月分から１月分（２か月分）
４月　　２月分から３月分（２か月分）
６月　　４月分から５月分（２か月分）
８月　　６月分から７月分（２か月分）
10月　　８月分から９月分（２か月分）